



村章
昭和51年4月
1日に制定

こうなん

81・2

No.124

編集・発行
大里郡江南村役場
TEL36-1521 〒360-01



松本明宜氏撮影

— おめでとう20歳 —

晴天に恵まれた1月15日、江南村民体育館を会場に、午前10時より成人式が行われました。

この日晴れて成人式を迎えた若者は164人このうち男性68人、女性42人（計110人）が式典に出席しました。

当日は穏やかな日和に恵まれ、会場は久しぶりに合う同窓生や友人たちの思い出話に満ちあふれていました。

お も な 内 容			
農業センサス結果…	同和地区の歴史…	おしらせとあんない…	センター設置…
…	…	…	…
(6)	(5)	(4)	(2)~(3)
			所得税・住民税の申告を忘れずに…
			歳末助けあい運動…
			水田利用再編対策…
			農地流動化…



昨年の申告相談

所得税・住民税 申告を忘れずに

二月十六日から三月十六日まで

今年も住民税と所得税の申告をしていただく時期となりました。昭和五十五年分の所得については、すでに整理記帳など充分な用意がされていると思いますが、申告時に誤りのないようお願いいたします。申告の時期は、二月十六日から三月十六日までとなっておりますが、期限間近になりますと申告相談会場は大変混雑いたしますので、定められた日程の該当日時に済ませるようお願いいたします。

りますので、この日程により申告をしてください。

還付申告

年末調整の済んだ給与所得者で住宅取得控除・医療費控除・雑損控除等が該当する方は、二月十五日以前でも税務署で還付申告を受け付けております。早く申告すれば早く還付されます。

村で行う申告相談

農業所得者、農業所得と給与所得合算者及び小額営業者については、今年も表の日程により行います。

所得税の確定申告

例年のように税務署から申告書が送られますが、村で行う相談に該当される方以外は相談日及び会場が入っておりません。ハガキで相談日の日程等申告の案内がまいります。

申告相談に 持参いただく書類

- (1) 案内状や同封の申告書
- (2) 給与支払、源泉徴収に関する

村で行う確定申告相談日程

月 日	該 当 者	会 場
二月十八日(水)	農業所得者	役場会議室 ☎(36)一五二二
十九日(木)	農業・給与の	
二十日(金)	合算所得者	
二十一日(土)	小額営業者	
時間：午前九時から午後四時まで。ただし 二十一日(土)は午前十一時までです。		

帳簿や書類

- (3) 収入や所得計算の基となった書類
- (4) 生命保険や損害保険などの支払証明書
- (5) 印かん
- (6) その他機械化集団への支払証明等必要なもの

にせ税理士に ご注意を

所得税や贈与税の申告時期になりますと、税金の計算など申告手続を税理士に依頼する方が多くなりますが、その際には、正規の税理士であるかどうかよく確かめてください。

税理士でない人が、他人の申告書を作成することなどはできないことになっています。

ところが、申告時期になると、税務書類の作成などを依頼する人が多いことに便乗し、税理士資格のない人が申告書などを作成することがあります。

このような「にせ税理士」は、法律に違反するだけでなく、納税者にも迷惑をかけることとなりますので、税務署でも厳しい態度で排除に努めています。十分にご注意ください。

住民税申告相談日程

月日	該当地区	会場
二月二十四日(火)	須賀広・野原	農村センター
"二十五日(水)	小江川	(農協南支所脇)
"二十六日(木)	板井	☎(36)一三〇四呼出
"二十七日(金)	塩・柴・千代	
三月二日(月)	三本・上新田	
"三日(火)	押切	農業総合センター
"四日(水)	成沢	(農協本所裏)
"五日(木)	樋春南北	☎(36)一八〇八呼出
"六日(金)	御正新田	

※ 時間、各会場とも午前9時から午後4時まで。

住民税の申告

申告をしていただくかは、今年の一月一日現在江南村に住所があり、五十五年中に所得のあったかた。
ただし、次のかたは申告の必要はありません。
一、給与所得者で他の所得がなく、勤務先から給与支払報告書が役場へ提出されたかた。
二、所得税の確定申告をしたかた。

申告用紙の配布

住民税の申告をしていただかなければならない人には、申告の日時場所を記入した申告書をお送りいたします。日程は、表のとおりです。混雑をさけるためになるべく指定日をご利用ください。もし申告しなければならぬのに申告書がとどかない場合があります。また、申告相談会場へおいでいただくか税務課へ連絡してください。

持参いただく書類

確定申告と同じ書類が必要ですので、前ページを参照してください。

みなさんの善意実る!

508,478円

一歳末たすけ合い運動

昨年十二月一日から三十一日の一か月間「みんなそろって明るいお正月を」をスローガンに、歳末たすけあい運動が実施され、総額五十万八千四百七十八円の多額の募金が寄せられました。

一般受付分	野原	小江川	須賀広	塩	板井	柴代	千代	試験場	療養所
二一、六〇〇円	四七、八〇〇円	一七、七五〇円	一〇、〇〇〇円	二八、八〇〇円	一〇、一〇〇円	一八、〇〇〇円	二、〇〇〇円	三、〇〇〇円	三、〇〇〇円
一〇、一〇〇円	六、四五〇円	九、六八〇円	八〇、三〇〇円	〇、一〇〇円	六、五〇〇円	三、六〇〇円			

この善意の募金は施設へ入所されている方、低所得に悩む世帯、長い間寝たきりのお年寄り、心身に重い障害をお持ちの方々等のために有効に使われました。

ここに募金結果を報告して、ご協力くださった地区役員さんや村民のあたたかい善意に対し厚くお礼申し上げます。

戸別募金

成沢	三本	上田	上切	下切	樋春	樋春	御正
七、〇〇〇円	二九、八〇〇円	二、六〇〇円	一、九〇〇円	一、三〇〇円	一、六〇〇円	一、八〇〇円	五、七、八五〇円

北小学校校舎の安全性について 皆さんにお知らせ

北小学校の校舎が危険ではないかと皆さんに大変ご心配をおかけしましたが、専門家をお願いして調査していただいた結果、何等心配ないとのことでありますからご安心下さい。

なお、今後更に管理を厳重にして万全を期して参りますので、ご了解願います。

江南村長
江南村教育委員会

チーゼル機器江南工場労働組合 三二、〇〇〇円
チーゼル機器江南工場労働組合 三〇、〇〇〇円
宝幢寺壇信徒会 二二、〇〇〇円
千代普門寺壇信徒会 二、〇〇〇円

江南村機械化組合 もち米八俵
樋春北・吉岡義雄様 もち米二俵
この「もち米」は募金と一緒に恵まれない家庭や施設に贈られるとともに、去る十二月二十日恒例の福祉もちつきが行われました。



水田利用再編

第二期対策に

ご協力ください

過剰米が年々増加し、食糧制度がくずれて農家が大きな影響を受けることがないように、国では米の生産を調整して農家の所得が減らないよう現在不足している作物への転作をお願いしており、昭和五十三年度から水田利用再編対策を実施しております。

この三年間は、生産者はもとより農業団体等のご理解ご協力により、目標面積を上回る成果をあげることができました。

しかし、米の需給は現在もなお過剰基調にあり今後もこの対策の推進に努め、米の需給均衡をはかることが必要であります。江南村でも今後需要に見合った農業生産の再編成と生産性の向上をめざし

(表 1)

種 類	基本額	計画転作による加算額	団地化加算による加算額	合 計
特定作物：麦、大豆、飼料作物、そば	10アール当たり円(見込み) 45,000	10アール当たり円平均 10,000	10アール当たり円平均 10,000	10アール当たり円平均 65,000
永年性作物：果樹、桑等	45,000	10,000	10,000	65,000
一般作物等：花木、花き	30,000	7,500	7,500	45,000
一般作物等：野菜	25,000	7,500	7,500	40,000
管理転作奨励補助金	30,000	(7,500) 転作した場合	(7,500) 転作した場合	(45,000) 転作した場合 30,000
土地改良通年施行補助金	30,000	—	—	30,000

※ 奨励金額は平均です。転作面積の達成率により多少異なります。

で、転作の定着化をはかることを基本に、この対策を推進していきます。五十六年度からの対策では、奨励金の水準が見直され新たに団地加算制度が設けられました。(表1を参照)この団地加算制度の内容は、集落内の話し合いにより地続きの転作団地をつくり、転作の定着をさらに進めようとする制度

(表 2)

水稻・大豆・麦の所得概算 (10アール当り)

項目	単収	単価	粗 収 益	所得率	所 得
水 稻	kg 400	円 290	円 116,000	% 60	円 69,600
大 豆	300	279	83,700	65	54,405
麦	420	182	76,440	65	49,686

表2は、これらの制度を活用し、麦プラス大豆作付により得られる収入が概算です。転作の定着化をはかることを基本に、この対策を推進していきます。五十六年度江南村では、板井地区が大宇・農事支部単位に話し合われて転作計画を組んだ団地が確立され、大豆による高収穫が立証された事例があります。他の地区でも集落ごとの農業者の総意に基づき協同精神を発揮され、この課題に取り組まれるよう望んでおります。また、転作団地化実施集落には県より補助金が交付されます。みなさんにおかれましても、この対策にご理解を頂きご協力をお願いいたします。

です。

昨年年度江南村では、板井地区が大宇・農事支部単位に話し合われて転作計画を組んだ団地が確立され、大豆による高収穫が立証された事例があります。他の地区でも集落ごとの農業者の総意に基づき協同精神を発揮され、この課題に取り組まれるよう望んでおります。また、転作団地化実施集落には県より補助金が交付されます。

水田利用再編対策による大豆・麦体系の所得 (10アール当り)

項目	所 得	基本額+計画化加算	団地化加算	(見込み)合計所得	
大豆・麦	大豆	54,405	円	円	
	麦	49,686	55,000	10,000	169,091
大豆・麦	大豆	54,405	55,000	—	159,091
	麦	49,686	—	—	—
麦	—	—	55,000	10,000	114,686
	麦	49,686	—	—	—
麦	—	—	55,000	—	104,686
	麦	49,686	—	—	—
水稻・麦	水稻	69,600	—	—	119,286
	麦	49,686	—	—	—

従来からの農地法では一度農地を他人に貸すと、耕作権が発生して返してもらえないなど不安があり、農地の貸し借りはそれほど進まずヤミ小作・荒し作り・耕作放棄などがみられます。これらの傾向に対処して昨年農地三法を中心とする農用地利用増進法が施行されました。その内容

センターは産業課の窓口には「農地流動化センター」の表示がなされます。農地の貸借・売買は先ず農地流動化センターへご相談ください。

農地流動化

センターを

設置

は、農地の貸借(売買)の簡素化、また地主の権利を守り農地を借りやすくして、農業経営の拡大をはかり農家所得の増大をねらいとしています。又、貸した農家には三年以上については十アール当り一万円、六年以上については二万円

の奨励金交付制度もあります。こうした農地流動化を促すモデル市町村として江南村が指定されました。

従来からの農地法では一度農地を他人に貸すと、耕作権が発生して返してもらえないなど不安があり、農地の貸し借りはそれほど進まずヤミ小作・荒し作り・耕作放棄などがみられます。

センターは産業課の窓口には「農地流動化センター」の表示がなされます。農地の貸借・売買は先ず農地流動化センターへご相談ください。

所得を試算したものです。

は、農地の貸借(売買)の簡素化、また地主の権利を守り農地を借りやすくして、農業経営の拡大をはかり農家所得の増大をねらいとしています。又、貸した農家には三年以上については十アール当り一万円、六年以上については二万円

おしらせとあんない

成人病センターを開設

熊谷保健所では、次のとおり成人病検査を実施いたします。
受付 毎月第1、第3木曜日
午後1時から2時
会場 熊谷保健所
内容 尿検査・血圧測定・血液検査・心電図・眼底検査・診察・保健相談
料金 保険証持参本人 600円
保険証持参家族 1,620円
保険証なし 5,200円
注意 予約制になっておりますので、次へ連絡して下さい。
熊谷保健所 ☎(23)2801へ。

中村紘子、海野義雄、堤剛トリオによる室内楽の夕べ

日時 3月20日(金)午後6時開場
6時30分開演
会場 埼玉県熊谷会館
曲目 ベートーヴェンピアノ三重奏曲第4番変ロ長調作品11
「街の歌」ほか2曲。
入場料 A 2,500円 B 2,000円
C 1,500円
主催 埼玉県・財団法人熊谷産業文化協会
問い合わせ 県庁県民文化課
☎0488-24-2111内線2073
埼玉県熊谷会館
☎0485-23-2535

絵を描いてみませんか

教育委員会では、絵に興味をお持ちの方を募集しています。
初心者の方も基本から指導いたしますので、お気軽にお申込みください。
1. 申込み場所 教育委員会
2. 申込み期日 3月20日まで

募集 56年度県政モニター

県では、県政について日ごろ気付いたことを意見や提案として報告したり、アンケート調査に答えていただく県政モニターを募集しています。

募集人員 200人
応募資格 県内に居住する20歳以上の方。
応募方法 官製はがきに、住所・氏名・生年月日・性別・職業・県内居住年数・電話・応募理由を書いて申込みください。
申込み先 埼玉県広聴課
浦和市高砂3-15-1 (〒336)へ。
問い合わせ ☎0488-24-2111
内線2032埼玉県広聴課
又は熊谷地方県民センターへ。

こんなときも年金が

国民年金に加入すると、老後の保障だけでなく、加入期間中に障害者になったり、遺児になったときなどに年金が受けられます。
ところで、障害年金や遺児年金に通算制度があるをご存知でしょうか。
障害年金や遺児年金を受けるためには保険料を納めた期間が1年以上あることが条件となっています。加入中の年金制度だけでは期間不足する場合、前に加入した他の年金制度の期間も通算して年金を支給するものです。
たとえば、厚生年金に3年加入していた人が会社をやめてから引き続き国民年金に加入し、3か月後に障害者になったとすると、国民年金の加入期間の3か月だけでは年金は受けられませんが、厚生年金の加入期間と合わせると1年以上となって年金が受けられるものです。

保険料が4,500円に 一国民年金一

国民年金の保険料は1か月につき3,770円ですが、今年の4月から4,500円に変わります。
国民年金は、老齢年金や障害年金などを支給して加入者の生活の安定を図ることを目的としていますが、この支給の財源は皆さんが納めた保険料と国の負担とでまかなわれています。つまりより多くの年金額とするためにはそれだけの財源を確保することが必要となってきます。そこで保険料についても1か月4,500円としたものです。
なお、付加保険料は従来どおり1か月400円です。

身体障害者入生の募集

- 入所資格 身障手帳もっている者、または交付予定者で満一五歳以上の者
○募集人員 男二〇名、女一五名
○訓練内容 機能回復訓練、運動訓練、生活訓練、作業訓練、職能訓練。
○入所時期 昭和五六年四月
○申込手続 もよりの福祉事務所へお早めに。

高等学校の通信教育生募集

- 募集人員 普通科約一〇〇〇名
○応募資格 中学卒業者または同等以上の学力のある者
年齢は問いません。
○願書受付 三月二日から四月一〇日まで。

- 提出書類 入学願書、中学調査書、健康診断書など。
○入学選考 書類によって行う。
○教育方法 家庭学習によるレポート提出、月二回程度のスクーリングを受ける。

- 問い合わせ 県立浦和通信制高等学校(浦和市領家五十一三一五) 千三三六へ。

同和地区の歴史

— 同和問題を正しく理解するために —

社会発展と同和地区

こうした解放令の矛盾と新しい身分差別は、今日まで部落差別を残す結果となったのである。さらに、長い間たずさわってきた皮革業には、資本主義発展のなかで新しい同和地区外の資本が進出し、同和地区の人々に大きな打撃を与えた。

ひとつの職業では、生計を立てることができず、農村における同和地区では、狭い荒地を小作しながら、草履などの履物製造や修理、日雇いや行商などのさまざまな労働にかなければならなかった。

また、都市及びその周辺の同和地区でも、零細な手工業や、日雇い、行商、車夫などの雑業に従事した。

このような歴史的な経過のなかで、同和地区の人々は、社会的、経済的低位におかれ、資本主義社会という自由競争社会から取り残されていった。

融和運動から真の解放へ

明治維新に続いて起こった自由民権運動は社会の最底辺に抑圧されていた同和地区の人々に、大きな刺激を与えた。

明治三十五年、部落解放運動の先駆的運動をなす「備作平民会」が岡山県で結成され、翌三十六年には、全国的な組織として「大日本同胞融和会」が結成された。

しかし、いざいざ、同和地区の改善向上をめざすことに重点が置かれ、その不当な差別を積極的に排除する闘いにはまでは発展せず、精神的な融和運動にとどまった。

こうした融和運動に反対し、大正十一年(一九二二)三月三日、同和地区の人々に団結による自主的な部落解放運動が成立した。京都市岡崎公会堂で、全国各地から集った代表数千人によって結成された「全国水平社」がそれである。

水平社という名称は、十七世紀なかごろ、イギリス民主主義革命の推進力となった農民や労働者の組織「レベルーズ＝水平社」からとったといわれる。

この日は、長い歴史のなかで、差別され、迫害されてきた同和地区の人々が、自らの団結の力で解放をなしとげるということを宣言した日である。大会では、人の世に熱あれ、人間に光あれで結ばれる水平社宣言をはじめ、綱領決議が採択された。

この全国水平社運動は、燎原の火のごとき勢いで全国的に広がり、埼玉県では、同年四月に埼玉県水平社が結成された。

農業 センサス結果

昭和五十五年二月一日現在で行われました世界農業センサスの結果が公表されましたので、お知らせいたします。

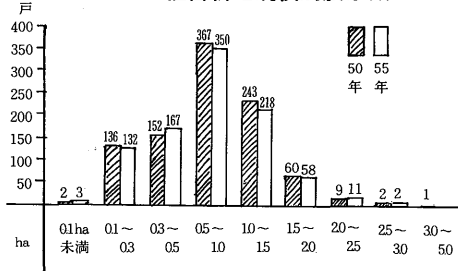
一、専業別農家数(第一表)

専業別に農家数の推移をみると、専業農家は昭和五〇年から五年の五年間に二戸減少して五二戸となり、総農家数(九四二戸)に占める割合は五・六%に低下いたしました。一方、兼業農家は、農業を主とする第一種兼業農家が四九・二%減少して一五六戸となり、兼業を主とする第二種兼業農家は三〇・三%増加して七三四戸となり、総農家数に占める割合は七七・九%となりました。

(第1表) 専業別兼業別農家数の推移(戸)

区分	総農家数	専業農家数	兼業農家数		
			総数	第一種兼業	第二種兼業
昭和35年	1,070	426	644	469	175
昭和40年	1,023	192	831	522	309
昭和45年	1,001	77	924	478	446
昭和50年	971	54	917	307	610
昭和55年	942	52	890	156	734

第2表 経営耕地規模別農家数

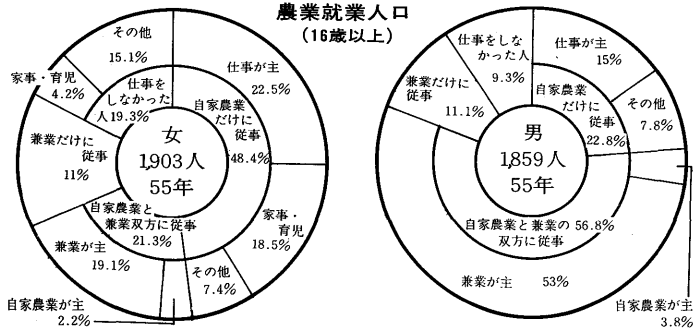


二、経営耕地面積規模別農家数の動向をみると、〇・三〇・五ha未満の小規模農家が増加して一・二ha階層の農家が減少して、農家の零細化が進んでいます。

三、農家人口

農家人口は、五年間に六・九%減少して四、七五人となり、江南村人口に占める割合は五〇%となった。また、農家一戸当りの世帯人員は減少して五人となりました。次のグラフは、農業就業人口を示したものです。

農業就業人口 (16歳以上)



以上、一部の結果を掲載いたしました。詳しいことは役場企画課へお問い合わせください。なお、これからの各種統計にご理解、ご協力をお願いいたします。